

## 引田家資料からわかった淡路人形浄瑠璃 その1

南あわじ市淡路人形浄瑠璃資料館長 中西英夫

## はじめに

- (1) 新しい資料の発見 引田家資料 …… 淡路人形の元祖上村源之丞座伝来の資料  
 「芝居根元記」 …… 元禄6年(1693)の上村源之丞座の詳細な興行記録  
 鈴江家資料 …… 岩手県盛岡市の淡路系人形座四郎兵衛座の資料
- (2) 淡路人形研究の動向
- 淡路での研究 『淡路人形の由来』(不動佐一、昭12年) 34頁  
 『淡路人形の由来』(不動佐一、昭27年) 107頁  
 『淡路の人形芝居』(新見貫次、昭27年、角川書店)  
 『伝統芸能淡路人形浄瑠璃(改訂版)』(編集委員会、平14年、三原町教委) 417頁  
 『引田家資料(調査報告書)』(調査委員会、平23年、淡路人形協会) 355頁
  - 専門家の研究 内山美樹子(早稲田大) …… 豊澤町太郎師の演奏録音、豊竹座と淡路の関係を指摘  
 阪口弘之(大阪市大・神戸女子大) …… 「芝居根元記」の研究  
 久堀裕朗(大阪市大)、神津武男(早稲田大) …… 淡路独自の外題研究、

↓↓↓

「淡路人形芝居は、淡路阿波の郷土芸能である以上に、日本の近世演劇史の一翼を担うスケールと普遍性を持つ芸能であった。」(内山美樹子)

## 1 引田家資料の発見

- (1) 発見の経緯 ・久米惣七氏の情報によって、長崎県佐世保市の引田公彦氏宅で確認  
 ・平19「上村源之丞座展」(資料館)、平21 資料館へ寄託、平23度 調査事業
- (2) 資料の概要 ・文書 386点 「論旨」「道薫坊伝記」「三社神楽之式由来」「操曲入門口伝巻」  
 「御入国御祝儀芝居諸願控」「源之丞家由来記」  
 座本組織関係文書(仲間諸法度・詫証文、因講関係文書)  
 座の売買証文、役者・太夫の雇用契約書、借用証文など
- ・印刷物 124点 ポスター、チラシ、新聞切り抜き等
  - ・浄瑠璃本 135点
  - ・かしら 52点 うち最古級の淡路人形かしら(千歳・翁)を含め江戸時代のもの13点  
 翁面 2点 享保9年(1724)、寛政6年(1794)の干ばつで「奇瑞を顕す」
  - ・物品 35点 御用提灯、御会符、三番叟の衣裳

## 2 淡路人形の元祖上村源之丞座と座本引田家

○ 三條村 → 徳島へ(大正初期) → 徳島大空襲(昭20.7.4)で壊滅 → 佐世保へ(昭43)

## (1) 引田家の出自

淡路説 西宮の百太夫が三條村の引田源太夫宅に滞在し、源太夫の娘との間に生まれた子源之丞に人形操りの極意を教えた(『源之丞家由来記』)。

西宮説 西宮神社の神主森丹後と社家の兼太夫と争論があり、訴訟に敗れた兼太夫は人形遣いとなって上京し、勅免を受けて上村(山本)兼太夫となり、受領して上村日向掾藤原百太夫と名乗った。その後、三條村に立ち寄り農民に人形操りを教えた(『音曲道智編』18世紀後期刊か)。

## (2) 歴代源之丞

初代源之丞 天正年中(1573~92)没

元亀元年(1570)に禁裏御所紫宸殿の前で三社神楽(式三番叟)を勤め、綸旨を頂戴したという。

2代目源之丞 慶長3年(1598)没 本名菊之丞

先代に引き続いて御所で三社神楽を勤めたが、経費節減のため、淡路から出向くのは一人だけで、現地で人形遣いを雇ったという。中院家から御会符と人馬駄賃帳をいただいたという。

3代目源之丞 承応元年(1652)没 本名岸之丞

初代藩主蜂須賀重鎮のとき、棒役三本(夫役、税の一種)を免除された。2代藩主忠英が淡路巡見の際、櫛田村(松帆櫛田)で源之丞の芝居を御覧になり、「日向」の名を下されたという。

4代目源之丞 天和2年(1682)没

3代藩主光隆の淡路巡見の際、市村で「道薫坊伝記」をご覧になり、御前操りを命じたという。

5代目源之丞 享保元年(1716)没 本名源太夫

5代藩主綱矩のとき、たびたび御前操りを命じられた。このころ、源之丞座は経営に行き詰まり、元禄5年(1692)に藩から3貫目を借用、翌年に徳島城下で大芝居を行った(『芝居根元記』)。

6代目源之丞 享保15年(1730)没 本名不詳

綱矩の淡路巡見の際、洲本、福良で御前操りを行った(『阿淡年表秘録』によれば元禄9年10月)。

7代目源之丞 寛保元年(1741)没 本名清太兵衛

8代藩主宗鎮のとき、洲本と福良で御前操りを行ったという。『阿淡年表秘録』には元文5年(1740)11月の洲本での御前操りが記録。『慈音寺過去帳』の寛保元年の項に「旅死」。

8代目源之丞 宝暦10年(1760)没 本名源太兵衛

延享3年(1746)に藩から銀札1貫目借用し、毎年100目づつ10年で返済することになっていた。宝暦4年から10年まで、藩御用の操りを命じられることが多かったので他国巡業は差し止められた。

9代目源之丞 寛政2年(1790)没 本名政七

富田御殿や大谷御殿で操りを命じられ、荷物送夫がつけられたという。11代藩主治昭のお国入りの際、阿淡両国で御祝儀芝居を仰せつけられた。

10代目源之丞 文化元年(1804)没 本名清太郎

千松丸(12代藩主斉昌)誕生のとき、無事疱瘡をすませたとき、阿淡両国で御祝儀芝居を行った。寛政6年(1794)の大旱魃の際、洲本八幡神社で雨乞いの式三番叟を命じられ、たちどころに降雨。

11代目源之丞 天保11年(1840)没 54歳 本名弁蔵

文化8年(1811)の「三条村棟付帳」に記載。文政2年に太守様昇進、若様元服の御祝儀芝居。天保8年に困窮のため御手当芝居拝領。12代斉昌のお国入りに際して、文化13年(1816)に阿淡両国で御祝儀芝居(「御入国御祝儀芝居諸願控」)。

12代目源之丞 明治4年(1871)没 59歳 本名民次郎

弘化2年(1845)に「系図御調」を藩に提出。天保8年(1837)に藩より銀札7貫目借用。『引田家の沿革』に「民次郎は資産を傾け」。慶応年間に分家引田源之重座が新設(「両座規約書」)。

13代目源之丞 明治26年(1893)没 44歳 本名岸左衛門(鬼子左衛門)

家業に励み「歴世未曾有の大発展をなした」(『引田家の沿革』)。妻とくゑは香川県大川郡出身。

14代目源之丞 明治30年(1897)没 51歳 本名方郎(嘉太郎)

とくゑの後夫。榎列村真野南園の次男。引田家に入った3年後に死亡。

15代目源之丞 大正9年(1920)没 68歳 本名清

とくゑの後夫。和歌山県海草郡日方町出身。大阪進出を企図するが不調。大黒、戎、弁天、福六、多聞の5組とした。明治40年、神戸の新開地に稲荷座を新築、「楠公一代記」を発表。大正初期に本拠を徳島に移し3劇場を経営。『源之丞家由来記』執筆。大正4年に『引田家の沿革』を刊行。

16代目源之丞 昭和48年(1973)没 75歳 本名は喜三。

上村源之丞座最後の座本。徳島県名東郡国府町の酒造家原田佐之治の弟で、とくゑの娘梅子の婿養子となった。昭和20年7月4日の徳島空襲で源之丞座は歴史を閉じた。

3 淡路人形草創期の資料

①「繪旨」

元龜元年(1570)に引田源之丞が  
宮中で三社神楽(式三番叟)を奉納  
し、從四位下に叙せられた。

※繪旨：天皇の意思・命令を伝  
える文書、私的な内容。

※中院家：村上源氏久我流、大臣家の家格

※「淡路掾」の受領が実際にあったことは『康道日記』によって証明された。



一 殿取廬島三條道薫坊  
相繼引田淡路掾 今般於  
禁裏節會三社神樂  
之式奉捧 依之從四位  
下被叙者也  
天氣之処如件  
中院大納言執達  
(花押)  
元龜元年  
二月

②「道薫坊伝記」 寛永15年(1638)に坂上入道(中院通村か)が書いたと伝えられる巻物。

漁師の長、藤原百太夫正清が漁をしていると、和田岬の沖で蛭子(ひるこ、えびす)が漂っていた。蛭子は百太夫に宮殿を建てるように命じ、西宮大明神が建てられた。道薫坊が蛭子に仕えていたが、道薫坊が亡くなると暴風雨が続いた。このことを都に報告すると、道薫坊をまねた人形を作って神慮を慰めるよう命令が下った。そこで道薫坊の人形を操ったところ平穩になった。百太夫は人形をもって諸国を巡り、淡路の三條に住みついて村人に人形操りを教えた。



4 どんな人形座があったか

(1) 『淡路草』(文政8年・1825)から

「道薫坊術 享保元文(1716~40)ノ頃迄ハ四十株にアマレリ。今十組残レリ。十八坐本と称す。その名左ノゴトシ。淡州十八坐本」と書いて18座本をあげている。

- |      |       |        |        |         |       |       |
|------|-------|--------|--------|---------|-------|-------|
| 三條村  | 上村日向掾 | 久太夫    | 戒屋久右衛門 | 吉田伝次郎   | 福永幾太夫 | 吉川十太夫 |
|      | 吉川安五郎 | 喜右衛門   | 贅福八太夫  | 久保田勘左衛門 | 金右衛門  | 金四郎   |
| 市村   | 市村六之丞 | 市村政之助  |        |         |       |       |
| 地頭方村 | 上村平太夫 | 傍示川弥三郎 | 同龍助    |         |       |       |
| 鮎原西村 | 小林六太夫 |        |        |         |       |       |

吉田伝次郎：淡路人形座へ  
市村六之丞：淡路人形浄瑠璃資料館へ  
小林六太夫：紀州藩主のひいき、徳島へ

(2) 座数の移り変わり

- |                |              |                     |
|----------------|--------------|---------------------|
| ○享保元文(1716~40) | 淡路で40座以上     | (『淡路草』より)           |
| ○元文6年(1741)    | 三原郡で38座      | (引田家文書より)           |
| ○宝暦3年(1753)    | 三原郡で24座      | (引田家文書より)           |
| ○宝暦5年(1755)    | 三條村で21座      | (引田家文書より)           |
| ○文化8年(1811)    | 淡路で21座       | (引田家文書より)           |
| ○文政8年(1825)頃   | 淡路で18座       | (『淡路草』より)           |
| ○天保13年(1842)   | 淡路で18座       | (引田家文書より)           |
| ○嘉永7年(1854)    | 淡路で16座       | (引田家文書より)           |
| ○慶応元年(1865)    | 淡路で17座       | (引田家文書より)           |
| ○幕末・明治初期       | 淡路で14座       | (不動佐一『淡路人形の由来』より)   |
| ○明治20年(1887)頃  | 淡路で20座25組(?) | (戸伏太兵『文楽と淡路人形座』により) |
| ○明治40年(1907)頃  | 淡路で10座15組    | (不動佐一『淡路人形の由来』より)   |
| ○大正15年(1926)   | 淡路で7座        | (新見貫次『淡路の人形芝居』より)   |
| ○昭和10年(1935)   | 淡路で6座        | (不動佐一『淡路人形の由来』より)   |
| ○昭和24年(1949)   | 淡路で4座        | (不動佐一『淡路人形の由来』より)   |

吉川安五郎（安政三年・一八五六生）談

座本は毎年旧十二月十九日、会合を開く。各座本はわざわざ巡業先から帰ってこの会に出席、明年度の巡業先、人形役者・太夫の雇用、協定、その他重要事項について協議した。そしてこの会で協定した事項に違反した座本に対しては、相  
当な違反料を課した。（略）この座本の  
会合は、明治十五年までやっていた。  
（不動佐一『淡路人形の由来』）

座本中究方之事

一先年より老人稼之義指留之候へ共、近  
比猥りに相成居申二付、猶又此度御究被  
成、私共へ被仰付候は、当御國中老人稼  
之義堅指留申二付、村中重々相究、此上  
にも相背申者於有之には、見付次第道具  
取上、村中相封シ可申事。（略）  
一他国にて不埒いたし候者、座本役者共聞  
付次第座本連中はぶき、役者は連取を指  
留可申事。（略）

文化八年正月日

三條村 源之丞印

（以下、座本二〇名書名印）

誤一札之事

一、此度私義先年より之御法度ヲ破り、二座相立  
候二付、会講之節、一統之中省キ被遊候段、御尤  
二奉存候。此義二付而は一言の申分ケ無御座、奉  
誤り入候。左候而は私初家内之者迄難波二付、地  
頭方村吉祥院様ヲ頼、度々御挨拶被下候二付、御  
事済之手打被下、以神難有仕合ニ奉存候。此後先  
格之通、急度相守可申候。已後ニ及右様之義仕り  
候節は名前・道具取上被下候共申分無之、依而為  
後日誤一札如件。

卯極月廿六日 地頭方村

座中御一統様

植村平太夫印

## 5 座本の組織

座本は、上村源之丞（日向掾）座のもとで同業者組合  
「淡州座本中」を作り、会合（1/6, 12/19）を開い  
てさまざまな規約（「仲間諸法度」）を取り決めた。

寛延4年（1751）「仲間諸法度書之事」三原郡内173人署名  
祭文・手妻・恵美須大黒等の禁止、博打の禁止ほか

宝暦5年（1755）「仲間諸法度之事」三條村126人署名  
仲間諸法度の遵守

宝暦13年（1763）「定」三條村西之町24人署名  
門三番叟・押しかけ三番叟等の禁止

文化8年（1811）「座本中究方之事」21座署名  
一人稼ぎの禁止など

慶応元年（1865）「会合条目定」14座署名  
阿波淡路での出遣い出語り禁止など

明治26年（1893）「規約証」三條村5座署名  
他座の交渉中に売り込み禁止など

法度違反者には、諸道具を没収し、除名処  
分（講外）という厳しい処分が決められてい  
たが、ほとんどの場合、仲介人を立て、詫び  
証文や過銀を納めることによって解決した。  
過銀を記録した「取立銀預り諸払元帳」（文  
政12年）がある。

### ○因講（太夫・三味線弾きの同業者組合）

素人太夫が本職の職域を侵すようになってく  
ると、同業者組合として結束を強めた。寛政9年  
（1797）には素人太夫の興行差し止めを大坂東町奉  
行所に訴え、勝訴した。大坂で生まれた組織だっ  
たが、徳島でも阿波因講が作られ、淡路の座本もそれ  
らを通して太夫・三味線弾きを調達した。

## 6 人形遣い

(1) 身分「道薫坊廻」淡路の人形遣いだけの身居

(2) 人数

○享保6年（1721）の「淡路国諸物件員数書」から  
三原郡の道薫坊廻 864人（男447人・女417人）  
津名郡の道薫坊廻 66人（男25人・女41人）  
淡路合計 930人（男472人・女458人）

※ 930人は人形遣いの実数ではない。

○寛延4年（1751）の「仲間諸法度書之事」から

三條村 129人

市村 25人（署名の後ろにそれぞれの家族の人形遣いの数 → 合計59人）

地頭方のうち傍示川 19人

三原郡合計 173人 → 人形遣いの実数は400人前後か？